

平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針

輸送

○平成29年度の輸送量50万 m^3 程度。

- ・ 学校等に保管されている除染土壌等を優先的に輸送。
- ・ 先行して学校等から仮置場に搬出済みの市町村に配慮。
- ・ その他、以下を考慮し、各市町村からの搬出量を決定（焼却灰の輸送を含む。）

①各市町村に均等に配分した基礎量

②立地町である大熊町・双葉町等への配慮

③発生量等に応じた傾斜配分（発生時期や広域処理にも配慮）

○今後の輸送量及び輸送台数を想定した上で、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施

ー平成29年度の輸送量に対応した舗装厚の改良などの道路交通対策を平成28年度内に実施

ーピーク時の輸送に向けて工事用道路の整備を含め必要な道路交通対策を順次実施

平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針

用地

- 当面5年間の見通し(平成29年度末270～830ha(累計))に沿って、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む。

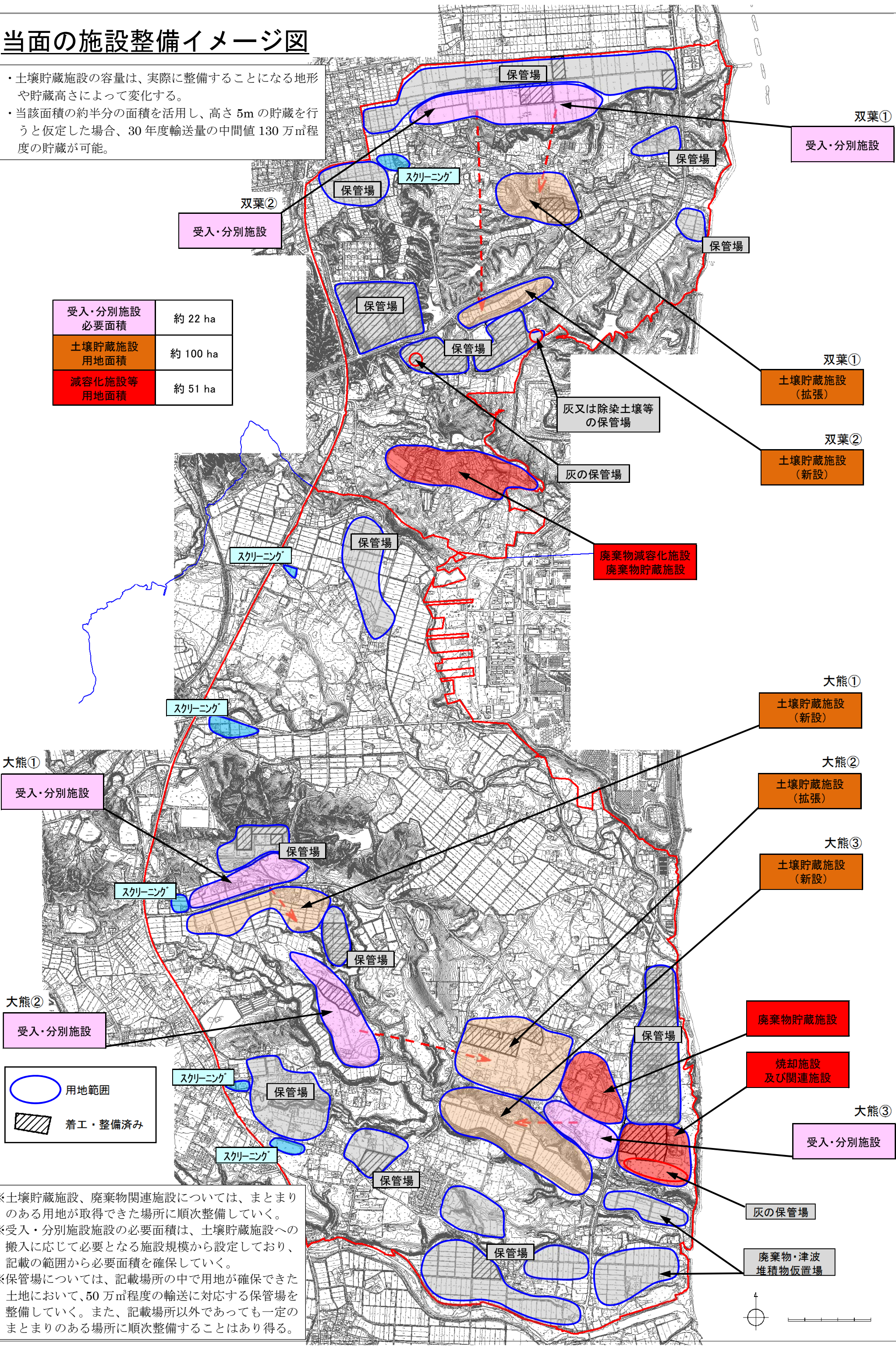
施設

- 既に工事に着手している受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備を進め、平成29年秋頃を目処に貯蔵開始。
- 平成30年度の輸送量90～180万 m^3 に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工。
- 平成29年冬頃の稼働を目指し、大熊町の減容化施設を整備。併せて、平成31年度稼働を目指し、双葉町に減容化施設を着工。
- 焼却灰の輸送の開始に併せて、焼却灰保管場を確保しつつ、平成31年度の貯蔵を目指し、廃棄物貯蔵施設の整備に着手。
- 除染土壌等の継続的な搬入が可能となるよう、平成29年度の輸送量の搬入に必要な保管場の整備を実施。

当面の施設整備イメージ図

- ・土壌貯蔵施設の容量は、実際に整備することになる地形や貯蔵高さによって変化する。
- ・当該面積の約半分の面積を活用し、高さ 5m の貯蔵を行うと仮定した場合、30 年度輸送量の中間値 130 万 m³ 程度の貯蔵が可能。

受入・分別施設 必要面積	約 22 ha
土壌貯蔵施設 用地面積	約 100 ha
減容化施設等 用地面積	約 51 ha



※土壌貯蔵施設、廃棄物関連施設については、まとまりのある用地が取得できた場所に順次整備していく。
※受入・分別施設施設の必要面積は、土壌貯蔵施設への搬入に応じて必要となる施設規模から設定しており、記載の範囲から必要面積を確保していく。
※保管場については、記載場所の中で用地が確保できた土地において、50 万 m³ 程度の輸送に対応する保管場を整備していく。また、記載場所以外であっても一定のまとまりのある場所に順次整備することはあり得る。